

外国人就労に係る【技人国】【技能実習生・特定技能】コロナ措置！

## コロナ関連、入管措置情報です！

**雇用維持支援・手続き支援など！！ グローアップまでご相談を！**

### **在留外国人就労者・帰国困難者等に対する雇用維持支援を目的に特別措置が取られています。**

限定的な運用措置であるものの、法令が非常に複雑で、外国人の方の在留資格や受け入れ企業とのマッチングなど、個別具体的に確認・判断する必要があるものの、特別コロナ措置が行われ、今後のアフターコロナ対応に向け、雇用企業に情報提供を行います。

入管行政の考え方としては、日本での雇用を維持するため！を前提としておりますが、複雑な制度の内一例をピックアップいたしました。

#### **■「申請期限の猶予！」…在留資格変更・更新・満了3か月後まで延長**

5月、6月、7月中に在留期間の満了日を迎える在留外国人（「特定活動（出国準備期間）」で在留する外国人を除く。）からの在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請等については、当該外国人の在留期間満了日から3か月後まで受け付けが可能です。

#### **■「アルバイト可能」…就労系「技・人・国」など、退職や店舗休業等（アルバイト週28時間以内）**

- ・店舗休業等の場合：「資格外活動」許可が認められるとアルバイトが可能になります。
  - ・退職等の場合：一定の条件のもと「特定活動」許可が認められ、アルバイトも可能に。
- ※すべての申請に許可が認められるとは限らず、注意が必要です。

#### **■「特定活動就労可」へ…（建設就労者・造船就労者・製造業外国従業員）や、技能実習生など**

実習生、外国人建設就労者、外国人造船就労者、で在留中の方が、従前と同一の業務で就労を希望する場合、「特定活動（6か月就労可）」への変更許可が可能になりました。

又、製造業外国従業員で在留中の方が従前と同一の受入機関及び業務で就労を希望する場合は、同様に許可されるようになりました。

※特定技能の方も他の特定産業分野における再就職が可能になりました。

#### **■「留学」の在留資格で在留している方で、就労を希望する場合「特定活動」へ変更を許可。**

#### **■その他、随時法令改正も行われておりますので、情報発信を行ってまいります。**

行政書士法人グローアップ（登録支援機関番号 19-000539）

【東京本社】東京都港区港南 2-16-4 品川グランドセントラルタワー7F TEL03-5715-2938

【大阪本店】大阪府大阪市中央区難波 5-1-60 なんばスカイオ 15F TEL06-6630-8535

【札幌拠点】北海道札幌市中央区大通西 3-4 明治安田生命札幌大通ビル 8階 TEL011-281-9077

【名古屋拠点】愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1 JPタワー名古屋 7階 TEL052-563-5400

【広島拠点】広島県広島市南区松原町 100 ビックフロント広島タワービル 6階 TEL082-568-0480

【福岡拠点】福岡県福岡市博多区住吉 1-2-25 キャナルシティ・ビジネスセンタービル 6階 TEL092-261-5051

E-mail : [info@glow-up.or.jp](mailto:info@glow-up.or.jp) <https://glow-up.or.jp/>